

指定管理者制度モニタリング会議の設置

神奈川県

人口：8,693,373 人

面積：2,415.84 km²

取組の概要

平成 18 年度より公の施設の管理運営に指定管理者制度を本格導入したことに伴い、各施設の管理運営状況を確認するに当たり、外部有識者等から助言等をいただくための機関として、指定管理者制度モニタリング会議を設置した。

取組の紹介

1 取組の背景

- ・ 神奈川県では、指定管理者制度の創設以降、本制度の趣旨を踏まえた円滑な制度導入に向けた取組みを進めた結果、平成 18 年 4 月までに、328 の施設について、57 の指定管理者を指定し、指定管理者による施設の管理運営をスタートさせたところである。
- ・ 指定管理者制度の導入後においては、施設利用の平等性やサービス水準の維持・向上を確保していくため、施設の設置者として、県が責任を持って指定管理者による施設の管理運営状況をモニタリングし、統一的な視点からの監視、指導等を行う必要がある。
- ・ その際には、透明性・公平性を最大限確保するため、第三者の視点を取り入れた監視体制の整備が求められることから、県が行うモニタリングの助言機関として、外部の学識経験者等で構成する会議体を設置し、監視体制の強化・充実を図った。

2 取組の具体的内容

(1) 会議設置

平成 18 年 5 月

(2) 委員構成

次に掲げる者の中から 5 名で構成する。

- ・ 指定管理者制度に関する学識経験を有する者
- ・ 経理に関する識見を有する者

- ・ 法務に関する識見を有する者
- ・ 公の施設の事業内容に精通した者
- ・ 施設利用者代表
- ・ その他知事が適当と認める者

(3) 定期会議

- ・ 制度を導入した全施設の状況を確認するため、四半期ごとに開催する。
- ・ 事業計画書や業務仕様書に沿った業務の実施状況について、指定管理者から提出される月例報告書等に基づき、施設所管課が四半期ごとに報告書を作成し、行政システム改革推進課に報告する。
- ・ 行政システム改革推進課がこれらの報告を取りまとめ、本会議においてモニタリングの実施状況等について議論を行う。

(4) 随時会議

- ・ モニタリングの結果、改善勧告等を行う必要が生じた場合等に随時開催する。

(5) 現地調査

- ・ 施設の管理運営状況について、必要に応じて直接現地で調査する。

(6) その他

- ・ 制度全般に対する県民からの意見・苦情等を受け付けるため、制度所管課である行政システム改革推進課内に専用直通電話を設置している。

3 取組の効果

- ・ 公の施設の管理運営の状況について、専門的かつ第三者的視点からの適切な助言等を得ており、本県のモニタリング制度の運用に寄与している。
- ・ 委員からいただいた助言等については、会議記録として、随時各施設所管課に伝えるとともに、ホームページ等に掲載することによって、公の施設の設置者である県として対外的な説明責任を果たすとともに、透明性・公正性の確保に努めている。

4 取組中の課題・問題点

- ・ モニタリングの実施状況について、各施設所管部局からどのような内容の報告を求めるべきか、また、その報告内容を精査し、どのような形で外部委員に提供するかといった点が課題となっている。
- これまでに委員からいただいた助言等に基づき、モニタリング状況が確認し易いよう、報告書の標準記載例を作成するなど、随時改善を図っている。

5 今後の課題

- ・ 会議を通じて得られた助言等をより効果的に指定管理業務の改善に反映させていくため、指定管理者、施設所管部局を交えた調整を行い、明確な仕組みづくりを進めていく必要がある。
- 特に、各施設で毎年実施する利用者満足度調査において、どのような項目設定を行えば、有効な調査結果が得られるかといった点について、本会議として具体的な方向性を示すことも視野に検討を進めている。

6 今後取り組む自治体に向けた助言

- ・ 的確な助言等を得るために、外部委員に対し積極的な情報提供を行うことにより、良好なパートナーシップを確立していくことが重要である。

(参考) 当該取組内容の関連ホームページ

<http://www.pref.kanagawa.jp/gyoukaku/sitei/youshiki4.html>

担当部署：行政システム改革推進課